

平成26年 [] 月 [] 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第 [] 号 保険金請求事件

口頭弁論終結日 平成26年 [] 月 [] 日

判 決

[] 原 告 []

同訴訟代理人弁護士 []

[] 被 告 []

同代表者代表取締役 []

同訴訟代理人弁護士 [] 松 坂 祐 輔

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、金1825万5000円及びこれに対する平成24年3月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、損害保険会社である被告に対し、保険契約（家財保険及び借家人賠償保険）に基づき、保険金1825万5000円（家財1000万円、借家人賠償保険825万5000円）及び弁済期の後である平成24年3月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠を付記していないものは、当事者間に争いがないか、争うことを明らかにしない事実である。）

(1) 当事者

ア 原告は、平成23年6月頃以降、後記(3)の火災が発生するまでの間、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を住居として使用していた者である。

なお、上記期間における本件建物の所有者は、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といふ。）であった（甲1）。

イ 被告は、損害保険業等を目的とする株式会社である。

(2) 火災保険契約の締結

原告は、被告との間で、平成23年6月4日、本件建物について、下記内容の火災保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。

記

証券番号 [REDACTED]

保険種類 G K すまいの保険 5つの補償プラン

保険期間 平成23年6月4日午後6時から平成24年6月4日午後4時
まで

保険料 年額4万3920円（地震保険料を含む。）

払込方法 每月分割払 1回分3660円

保険金額 家財に対する保険金1000万円（免責金額3万円）

借家人賠償特約に基づく保険金1000万円（免責金額1万円）

(3) 火災の発生

平成24年1月6日午前1時30分頃、本件建物内で火災（以下「本件火災」という。）が発生し、本件建物は全焼した（乙1）。

(4) 免責事由

本件保険契約では、家財に対する保険金及び借家人賠償特約に基づく保険金のいずれについても、被告は、保険契約者、被保険者の故意による損害である場合には、保険金の支払義務を負わない旨の定めがある（甲4）。

2 爭点

- (1) 被告が本件火災による保険金支払義務を免責されるか（争点1）
- (2) 借家人賠償特約が適用されるか（争点2）

3 爭点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（被告が本件火災による保険金支払義務を免責されるか）について

【被告の主張】

ア 本件火災の出火原因

（ア）所轄消防機関作成の火災原因判定書（乙3。以下、単に「火災原因判定書」という。）によれば、本件火災の出火原因としては、石油ストーブ及び放火の可能性が考えられるが、いずれかを特定する証拠や供述がないので、出火原因は不明であるとしている。なお、火災判定書では、本件火災の出火原因として、他の可能性についてはこれを否定しているところ、この判定は正当なものである。

（イ）しかしながら、被告の依頼に基づき [] （以下「[]」といふ。）が作成した鑑定書（乙11。以下「[] 鑑定書」という。）によれば、①本件建物内にあった石油ストーブ（以下「本件石油ストーブ」という。）の状況から、本件石油ストーブは異常燃焼を起こしていないことが判明しており、仮に、本件ストーブ付近に可燃物があったとしても、可燃物に引火して火災が発生することはあり得ないこと、②本件建物内から酢酸ブチルの成分が検出されたところ、酢酸ブチルはラッカーシンナー等の塗料製品に含まれるものであることから、本件火災はラッカーシンナー等を助燃剤として使用した放火によるものと推定することができること等を指摘して、本件火災は放火によるものである旨の

B
B

鑑定をしている。

- (イ) また、本件火災の発生箇所が本件建物の 1 階 6 料居間南西側付近であることは、火災原因判定書及び ■ 鑑定書がいずれもこれを認めており、異論のないところであるが、本件建物の 1 階西側壁面（押入）付近から酢酸ブチルの成分が検出されているところ、本件建物の西側壁面に 1 階から 2 階に向けて垂直方向に燃え上がった特異な焼損状況が認められることからすると、1 階西側壁面（押入）付近も出火箇所であったと推定することができる。そうすると、本件火災の出火箇所は 2 箇所であったと解されるので、本件火災の原因は、失火ではなく、放火であることは明白である。
- (エ) さらに、本件石油ストーブは、対流式の開放式石油ストーブであり、背面と側面方向にはほとんど熱がいかない構造であるところ、原告は、本件石油ストーブの背面にカーテンが存在したが、以前カーテンを焦がしたことがあったことから、本件石油ストーブに接触しないように下から 30 センチほど切った；また、本件石油ストーブの上には洗濯物は干していなかった旨供述している。そうすると、石油ストーブでは、天板やガードに可燃物が、直接接触したり、覆い被さるような状態になったときに、石油ストーブから着火する事実が判明しているところ、本件石油ストーブではそのよう状態になつていなかつたので、本件石油ストーブからの発火はあり得ない。
- (オ) よって、本件火災の原因は放火である。

イ 本件火災が原告の放火によるものであること

- (ア) 原告の現在の仕事及び収入はいずれも不明であるところ、原告は、一度自己破産した事実を自認しており、基本的に資産や経済力はない。
原告は、平成 23 年 6 月頃、知人の ■ (以下「■」といふ。) から、本件建物を月額 4 万円の賃料で賃借したが、平成 24 年 2

A

月には、本件建物及びその敷地を■から購入する予定であった旨供述するが、原告が■から本件建物及びその敷地を購入する資力を有していたとは考えがたい。

また、原告の申告では、家財は合計829万5000円、現金120万円の合計949万5000円の財産を本件火災により失ったということであるが、原告が主張するような財産を有していたとする合理的かつ具体的な裏付証拠は存在しない。

A

そして、■によると、平成24年4月から5月に、本件建物及びその敷地を、原告に対して代金800万円の一括払いで売却する予定になっていたということであるが、原告が上記売買代金を支払う資力を有していたとは考えられない。

そうすると、原告が、家財及び借家人賠償責任の合計2000万円の保険金が取得できれば、仮に本件建物及びその敷地の売買代金800万円を支払っても、原告には1200万の現金とその敷地が残ることになり、定職及び収入の定かでない原告にとって、これが動機になることは明らかである。

(イ) 原告は、本件保険契約を締結するまでの間、一度も火災保険契約を締結したことがない旨供述している。しかし、原告の供述によれば、本件建物に移転する前の住居であった■のマンションも、■から転貸していたというのであるが、そうだとすると、原告が、同じ賃貸物件であり、かつ、家財も同じである（原告の主張によれば、家財はすべて本件建物に移転する前に取得したものである。）にもかかわらず、突然、本件保険契約を締結したのは不自然である。

また、原告には本件火災の出火推定時刻のアリバイがないところ、原告の供述によれば、鍋料理の材料を買うために、自動車でコンビニエンスストアを数件回っていたというのであり、極めて不自然な行動である。

そして、原告は、本件建物及びその敷地の登記済権利証を預かっていたところ、原告の供述によれば、登記済権利証は自動車に保管していたため、また、原告の預金通帳7冊及び実印はいつもセカンドバックに入れて持ち歩いていたため、いずれも焼失を免れたというのであり、不自然である。

さらに、本件建物の近隣住民によれば、原告は、平成23年12月一杯で引越すので、この地域の自治会には入らないと述べていた。また、原告には、水道の「給水停止予告状」が届いており、水道料金も支払っていない。

(ウ) 本件建物の周囲は空き地で見通しがよく、外部からの放火は考えにくく、放火をすることができる者は本件建物の鍵を有する者であると考えられるところ、これに該当するのは原告である。

(エ) 以上によれば、本件火災は、原告の放火によるものである。

ウ 結論

よって、被告は、本件保険契約に基づく保険金の支払義務を負わない。

【原告の主張】

ア 本件火災の出火原因

本件火災の出火原因は不明であって、本件火災の出火原因を放火と認めることはできない。

(ア) ■■■鑑定によれば、本件石油ストーブが異常燃焼をしたことはないということであるが、この鑑定結果は信用することができない。

(イ) また、酢酸ブチルの成分が検出されたとする主張については異議を留めるものであるが、仮に、本件建物内から酢酸ブチルの成分が検出されたとしても、本件火災が酢酸ブチルの成分を含むラッカーシンナー等を助燃剤として使用した放火により発生したものであるとの被告の主張は、次の理由によりこれを否認する。

被告の主張によれば、本件火災により最も焼けの強い領域（出火部）付近からは酢酸ブチルの成分が検出されず、比較的焼けの弱い押入付近から多量に検出されていることなるが、酢酸ブチルを含む物質により原告が放火したとの被告の主張に従うならば、酢酸ブチルが多量に検出された付近の燃焼が顕著であるはずであって、本件火災による燃焼状況とは一致しない。また、原告は、本件建物で内妻と同居していたところ、酢酸ブチルはマニキュア等にも含まれる成分であるから、本件建物で検出された酢酸ブチルはマニキュア等に由来するものである可能性もあり、ラッカーシンナー等に由来するものと断定することはできない。そして、本件建物には、本件火災当時、多量の灯油がタンクに保管されていたのであるから、一般人においても強い火力を生ずる特性を認識している灯油を使用せず、わざわざ一般人には馴染みの少ない酢酸ブチル含有溶剤を別途使用して放火に利用したというのは余りに不自然である。

イ 本件火災が原告の放火によるものでないこと

(ア) 原告は、金融機関等において借り入れを行っておらず、借金の返済等に苦慮していたものではない。

また、原告は、住宅のサイディング（外壁）取り扱いについて相当の経験を有しており、本件火災発生当時、建築作業員として継続的に業務受注を行うほか、土木関係の仕事もこなしていたことから、月額20万円ないし25万円の収入があり、収入において生活に困窮する状況ではなかった。むしろ、本件火災発生時に本件建物内にタンス預金が約120万円も存在していたほどである。

よって、原告が放火を行ったとするには動機に著しく欠ける。

(イ) 原告が■のマンションに居住していた当時は、保険に加入していなかつたが、本件保険契約を締結した動機は高い家財があることではなく、東日本大震災後の相次ぐ余震への不安と、本件建物が■のマンション

とは異なり田園地帯の一軒家であったことから放火等が不安であったことが主たる動機であった。

また、原告の主張する家財の金額は、本件保険契約に先立ち、被告代理店担当者が家財を確認して、相応の価値があると判断し、同担当者において保険金額を算出し、原告に提案したものである。そして、現金1
A 20万円については、本件建物売買に関する手付金の一部として [] に交付する予定で保管していたものである。

原告には、確かに本件火災当時のアリバイはないが、その事実をもって原告が放火を行ったと認めることができない当然のことであり、また、原告の主張する当時の行動をもって不自然なものであるということはできない。

A 本件建物の登記済権利証は、本件火災当時、既に [] に返還されていたし、また、原告の預金通帳及び実印は、原告が自らの電気、ガス、水道の他、仕事の関係でも隨時支払いを行う必要があり、これを習慣的に常時携帯していたことから、本件火災による焼失を免れたのである。

原告が近隣住民に自治会への加入を求められた際に年内に引越す等と話したことは認めるが、これは自治会への加入を断るための方便である。また、原告宅に、水道の給水停止予告状が届いた事実は認めるが、これは、原告において水道料金を口座引き落としにしておらず、逐次コンビニ等で支払っていたため、支払を失念したものであって、不払は原告においてその資金が欠乏したために生じたものではない。

(ウ) 以上によれば、本件火災が原告の放火によるものであるとは認められない。

ウ 結論

よって、被告は、本件保険金契約に基づく保険金の支払義務を免れることはできない。

(2) 争点2（借家人賠償特約が適用されるか）について

【原告の主張】

原告は、本件建物及びその敷地を購入することを前提に、本件建物の所有者である[A]から、本件建物の使用を認められていた。

本件保険契約の借家人賠償特約適用の対象たる要件は、被保険者の借用する建物であることであるが、原告は、上記のとおり、本件建物の使用権限を有していたのであるから、上記要件を満たすというべきである。

【被告の主張】

原告は、本件建物を所有者である[A]から借りていた訳ではなく、[A]から、本件建物を原告に売却するまでの間、事実上、本件建物に居住することを許されたにすぎず、原告には法律上の占有権限など存在しない。

よって、本件に借家人賠償特約は適用されない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲1，22，乙1，3，5，11，12）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件建物は、平坦な田園地帯にあって、見通しが良い場所にあり、北側、東側、南側を空き地に接し、西側を私道（4メートル）に面した所にある。また、本件建物の付近は、住宅地が点在しているため、昼夜とも人通りは少ない地域である。

(2) 本件建物は、昭和60年2月ころ建築された木造2階建住宅であり、1階部分が48.85平方メートル、2階部分が31.46平方メートルの合計80.32平方メートルの床面積がある。

本件建物の1階には台所、浴室、トイレ等のほか、南側にある縁側に面して6畳の部屋が2つあり、原告は、その東側の部屋（以下「6畳居間」という）を居間として使用し、西側の部屋（以下「6畳寝室」という）を寝室として使用していた。そして、6畳寝室の西側には押入があった。本件建物の

2階は、南側にあるベランダに面して6畳の部屋があった。

本件火災当時、6畳居間には、本件石油ストーブ、テーブル、電気ストーブ及びテレビが置かれており、6畳寝室には、ベッドが置かれていた。

(3) 本件火災による本件建物の焼損状況は、北、西、東側の外壁は一部残存しているが、南側の外壁は全て焼失しており、北、西、東側に比べ南側の焼損状況が激しいが、特に6畳居間南側の焼損が最も焼損状況が激しい。

本件建物の上記焼損状況等から、6畳居間南側付近が本件火災の出火箇所である（但し、出火箇所が1つであるか否かについては、当事者間で争いがある。）。

2 本件火災の出火原因について検討する。

(1) 証拠（乙3）によれば、火災原因判定書は、本件火災の出火原因について、本件石油ストーブ、赤外線ヒーター、たばこ、カセットコンロ、ガスコンロ、電気関係、放火が考えられるとして、本件火災後の現場の状況及び原告の供述等から、それぞれに起因する出火の可能性を検討した結果、本件石油ストーブ及び放火以外が出火原因である可能性を否定し、本件石油ストーブに起因する出火の可能性と放火による出火の可能性が高いとした上で、本件石油ストーブ、放火のそれぞれに特定をするに足りる物証及び供述等が得られないで、合理的に出火原因を特定することができず、本件火災の出火原因是不明であるとの結論を導いている。そして、証拠（乙3）によれば、火災原因判定書は、本件石油ストーブに起因する出火の可能性を否定することができない理由として、出火箇所付近に着火物を特定できる残存物は見分できないが、原告が、仕切られたカーテンを2度焦がした事実や、カーテンを本件石油ストーブにかかるないように切除した事実があることから、本件石油ストーブ付近には着火物と想定できるものが存在していたと考えられることを挙げている。

火災原因判定書が、本件火災の出火原因として、本件石油ストーブ及び放

火以外のものである可能性を否定していることについては、被告の依頼に基づく **B** 鑑定（乙11）及び原告の依頼に基づく意見書（甲22）は、いずれも、火災原因判定書の上記意見と同意見であるところ、本件弁論に顕れた一切の事情を考慮しても、火災原因判定書の上記意見に不合理な点は認められないで、当裁判所も、本件石油ストーブ及び放火以外の原因により、本件火災が発生した可能性は否定するのが相当であると認める。

(2) そこで、本件火災の出火原因として、本件石油ストーブの可能性を否定し、放火によるものであると認めることができるかについて検討する。

A 証拠（乙10～12）によれば、本件火災後の調査に基づき、**B** 鑑定は、①本件石油ストーブは、芯上下反射型で耐震自動消火装置付の製品であること、②本件石油ストーブのガラス芯は火皿面から下がっており、その位置は芯案内筒上部より約2.6センチメートル下で、点火・燃焼できない再下位にあったこと、③燃焼筒内は、石油ストーブが異常燃焼した時に発生する煤の付着が全く見られること、④本件ストーブの耐震自動消火装置は、手動で芯を下げると、スプリングが伸び自動的に歯車がノックした状態（点火・燃焼位置）になり、消火ボタンを押すことでロックが解除され、伸びたスプリングが元に戻る力で歯車と連動し芯を降下させる構造になっているところ、そのスプリングは元の状態（消火の位置）であったことが判明した旨記載されているところ、上記①～④の事実が誤りであることをうかがわせる証拠は存在しない。そして、証拠（乙11）によれば、**B** は、火災の出火原因に関する鑑定について、豊富な経験をしていることが認められることからすると、上記①～④の事実が正しいものである可能性は高いというべきである。

そして、上記①～④の事実によれば、本件石油ストーブは、本件火災発生当時、消火されていた可能性が高いということになる。

よって、本件火災の出火原因が本件石油ストーブである可能性は極めて

低いというべきである。

イ また、仮に、本件火災の出火原因が本件石油ストーブであるならば、本件石油ストーブの周囲に着火物が存在しなければならないところ、証拠（乙17、原告）によれば、原告は、本件石油ストーブの周囲に燃えやすいものではなく、着火物は思い当たらない旨の供述をしている。そして、本件石油ストーブの周囲に着火物が存在したのであれば、本件火災発生後に着火物の存在の有無を尋ねられた原告は、着火物と考えられるものを答えることができたはずである。そうすると、本件石油ストーブの周囲に着火物は存在しなかった可能性が高いというべきである。

なお、火災原因判定書は、上記(1)のとおり、本件石油ストーブに起因する出火の可能性を否定することができない理由として、出火箇所付近に着火物を特定できる残存物は見分できないが、原告が、仕切られたカーテンを2度焦がした事実や、カーテンを本件石油ストーブにかかるないように切除した事実があることから、本件石油ストーブ付近には着火物と想定できるものが存在していたとの推論をしているが、上記事実から上記のような推論をするのは困難であるというべきである。

以上によれば、この点からも、本件火災の出火原因が石油ストーブである可能性は極めて低いというべきである。

ウ さらに、証拠（乙10）によれば、被告の依頼に基づき株式会社分析センターが実施した本件建物に対する油性調査において、灯油に相当する成分のほか、複数箇所から酢酸ブチルの成分が検出されたこと及び酢酸ブチルは、ラッカーシンナーに含まれる成分であることが認められる。そして、証拠（乙11）によれば、本件建物の西側外壁は、途中から垂直状に強く焼損していることが認められるところ、酢酸ブチルの成分が検出された箇所のうち1階西側押入付近は、上記の強く焼損している場所に該当することが認められる。

そうすると、本件火災は、ラッカーシンナーを助燃剤として使用した放火である可能性が十分にあるということができる。

なお、原告は、被告の主張によれば、本件火災により最も焼けの強い領域（出火部）付近からは酢酸ブチルの成分が検出されず、比較的焼けの弱い押入付近から多量に検出されていることなるが、酢酸ブチルを含む物質により原告が放火したとの被告の主張に従うならば、酢酸ブチルが多量に検出された付近の燃焼が顕著であるはずであって、本件火災による燃焼状況とは一致しない旨主張する。しかし、証拠（乙12）によれば、[] は、その意見書において、「出火部は、かなり激しく燃焼したことで酢酸ブチルがより多く燃焼したために残量が少なくなったとも考えられる。」旨記載しているところ、[] のこの意見は合理的なものであると考えられるので、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、本件建物で内妻と同居していたところ、酢酸ブチルはマニキュア等にも含まれる成分であるから、本件建物で検出された酢酸ブチルはマニキュア等に由来するものである可能性もあり、ラッカーシンナー等に由来するものと断定することはできない旨主張する。しかし、証拠（乙18）によれば、株式会社分析センターの[] は、見解書において、マニキュアには酢酸ブチルの成分が含まれているものの、本件建物で酢酸ブチルが検出された試料からは、マニキュアに含まれているアセチルケン酸トリブチルが検出されていないことを理由に、本件建物で検出された酢酸ブチルはマニキュア由来のものでない旨の見解を示しているところ、この見解の信用性は高いと評価することができる。よって、本件建物で検出された酢酸ブチルはマニキュア由来のものである可能性は極めて低いというべきである。

エ 以上のアないしウによれば、本件火災の出火原因が本件石油ストーブである可能性を完全に否定することはできないものの、その可能性は極めて

低く、本件火災の出火原因は放火である可能性が極めて高いというべきである。

3 そこで、本件火災が、原告の放火によるものであると認めることができるかについて検討する。

(1) 原告は、出身地の北海道から千葉県に出てきて仕事をしたが、約10年前に自己破産をし、平成18年に北海道に帰ったときにはほぼ無一文であり、平成22年9月に再び千葉県に出てきたときも、数万円の現金を持っていたのみである旨供述している。そして、原告は、平成22年11月ころから、渡邊の経営する不動産会社の仕事を手伝って収入を得ていた旨供述するが、原告の職業や収入を裏付ける証拠は全く存在しない。また、原告宅に、給水停止予告状が届いた事実及び原告が、平成23年内に本件建物から引越す等と言って自治会への加入を断ったことは、原告もこれを認めている。

そうすると、本件火災発生当時の原告の職業や収入は不明であるが、原告が、平成22年以降に相当程度の貯蓄をすることができたとは考えがたく、原告の経済状況は苦しいものであったことが強くうかがわれる。

なお、原告は、株式会社京葉銀行都賀支店の総合口座（甲23）が本件火災当時に使用していた唯一の金融機関の口座である旨主張しているところ、証拠（甲23）によれば、平成23年12月15日の預金残高は210円であり、その後も、平成24年1月4日に「[]」から55万円の入金があるが、同日に20万円、同月5日に34万5000円がそれぞれ出金され、同月5日の残高は5235円になっていることが認められる。そして、原告は、上記55万円の入金について、借金を返してもらったものである旨供述しているが、その後に出金した金の使途については、20万円については娯楽のために使い、34万5000円については何で下ろしたかは分からぬ等と不合理かつ曖昧な供述をした上に、34万5000円については誰かに金を貸したかもしれない等とその供述を変遷させている。そうする

と、原告の上記供述は到底信用することができず、上記5.5万円の入金は、原告が第三者から金を借りたものであると考えるのが自然かつ合理的である。

(2) そこで、原告が本件建物に放火をする動機があるか、また、原告が本件保険締結を締結したことに不自然、不合理な点があるかについて検討する。

ア 原告は、本件建物に合計1000万円位の家財があることを前提に本件保険契約を締結し、また、本件火災により825万500円相当の家財が焼損した旨主張して本件訴訟を提起している。

しかしながら、上記(1)で認定した原告の経済状況からすると、原告が、1000万円近い価値を有する家財を有していたとは極めて考えにくいところ、原告は、その主要な家財（ソファー2台300万円、ベッド120万円、冷蔵庫11万円、洗濯機8万円、テーブル2万円、ガラステーブル4万円、食器棚3万円、テーブル5台5万円）については、■■■から購入した旨主張しているが、これを裏付ける証拠は全く存在しない。また、その他の家財（高価なものとしてロレックス時計200万円、絵画50万円等を含む）についても、原告がこれを所有することを裏付ける証拠は全くない。

以上によれば、原告は、原告の主張するような高価な家財は有していないかったと認めるのが相当である。

イ 次に、証拠（乙13）によれば、■■■は、被告宛の説明書に、「原告から、平成24年4月から5月ころまでの間に、金を用意することができるるので、本件建物及びその敷地を代金800万円で購入するとの話があり、これを了承していた。また、本件火災後に、原告から、代金800万円に加え、慰謝料として150万円程あげるといわれた。代金の800万円で買ってくればよく、本当のことをいえば慰謝料はいらない。」旨記載している。

これに対し、証拠（乙17）によれば、原告は、被告宛の説明書に、

A
[]から、平成24年2月頃、本件建物及びその敷地を買うことになっていた。契約の時に代金額を決める事になっていたので、代金はまだ決まっていなかったが、500万円まではいかないような話であった。本件火災の時に本件建物にあった現金120万円は、契約時に手付金150万円を払うための一部であった。」旨記載している。そして、原告は、本人尋問では、代金額は800万円が正しいかもしない旨供述しているが、代金が一括払いであることはこれを否定する旨の供述をしている。

A
しかし、[]が上記説明書に虚偽の記載をするとは考えられないので、これに反する原告の上記説明書の記載及び原告の上記供述は到底信用することができない。

A
よって、原告と[]との間で、本件建物及びその敷地を、原告が[]から代金800万円で購入し、平成24年4月から5月ころまでに代金を一括で支払う旨の合意が成立したと認めるのが相当である。

ウ 上記ア及びイによれば、原告は、本件火災により、本件保険契約に基づく保険金1825万円を得ることができれば、[]に本件建物及び敷地の売買代金800万円を支払っても、原告が本件建物内に原告の主張するような高額な家財を所有していなかったことを考慮すると、かなりの利益を得ることができたということができる。

また、上記(1)で認定した原告の経済状況からすると、原告が平成24年4月から5月ころまでに上記売買代金800万円を用意することができたとは極めて考えにくいところ（原告も、150万円の手付金のほかは、仕事をしながら、ちょっとずつでも払っていこうと思っていた旨供述している。），原告は、1825万円の保険金を取得することができれば、上記売買代金800万円を用意することが可能になるのである。

以上によれば、原告には、保険金取得目的で、本件建物に放火をする十分な動機があったというべきである。

エ さらに、原告は、本件保険契約を締結するまでの間、一度も火災保険契約を締結したことがないことを認めているところ、経済的に苦しい状況にあった原告が、本件保険契約を締結した合理的な理由を見出すことができない。

この点について、原告は、東日本大震災後の相次ぐ余震への不安と、本件建物が■■のマンションとは異なり田園地帯の一軒家であったことから放火等が不安であったことが、本件保険契約を締結した主たる動機であった旨主張する。しかしながら、原告は、原告の主張するような高額の家財を有していなかつたのであるから、家財について保険を付す合理的な必要性は認められないし、また、仮に、地震や第三者による放火で本件建物に損害が及んだとしても、原告に対して過失を認めることはできないと考えられるので、原告が本件建物の所有者である■■に対して責任を負うことはないはずである。

(3) さらに、原告に本件火災発生時のアリバイがないことは原告もこれを認めているところ、本件火災が発生したころは、鍋料理の材料を買うために、自動車でコンビニエンスストアを数件回っていたという原告の供述は、不自然であるといわざるを得ない。

また、証拠（乙13）によれば、■■は、被告宛の説明書で、本件火災が発生した当時、本件建物の登記済権利証を原告に預けていたところ、本件火災発生後に、原告から上記登記済権利証を返してもらった旨記載していることが認められる。この点、原告は、本件火災発生当時、上記登記済権利証は既に■■に返還していた旨主張するが、■■が上記説明書に虚偽の記載をするとは考えがたいので、原告の上記主張は採用することができない。そして、上記登記済権利証が本件火災による焼失を免れた事実は、本件火災が原告による放火であることをうかがわせるものである。

(4) 以上によれば、本件火災は原告の放火によるものであると認めるのが相当

であり、他にこの認定を左右する証拠はない。

第4 結論

よって、原告の本件請求は、その余の争点について判断するまでもなく、理由がないから、これを棄却することとする。

東京地方裁判所民事第49部

裁 判 官 飯 淵 健 司